

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

防災・安全交付金工事
(千代田処理分区外・人孔改築工)

茂原市千代田町2丁目地先外

茂原市役所 都市建設部 下水道課

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. 本仕様書は下水道マンホールの更生工事において、マンホール内を自立マンホール更生工法により更生させる工事に適用するものである。
2. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月改訂）（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
3. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 2 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和 7 年 1 0 月改訂）に記載されている管理基準及び規格値とする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載されている写真管理基準（令和 7 年 1 0 月改訂）とする。これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

第 3 条 C O R I N S への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書第 1 編「1 - 1 - 5 C O R I N S への登録」によるものとする。
2. 登録データに訂正があった場合は、適宜提出するものとする。

第 4 条 疑義

本特記仕様書及び設計図書に明記なき事項又は、機能・構造上当然必要であり軽微なものについては、受注者の負担により施工するものとし、疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第 5 条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第 6 条 公衆災害

工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の規定により行わなければならない。

第 7 条 工事中の安全確保

1. 受注者は、工事予告等を十分に行い、渋滞等交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。

また、工事施工にあたっては「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

る。

2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ道路灯、バリケード等の保安施設の安全点検を行うものとする。
3. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成 6 年 11 月 1 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
5. 工事期間中に配置する交通誘導員は下記のとおりとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	昼間作業	夜間作業
昼間作業（交通規制時）	2 人/日	—
昼間作業（交通規制時）認定路線	3 人/日	—

第 8 条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を 実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

第 9 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第 10 条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第 11 条 過積載防止措置

受注者は、過積載の防止措置等に関する次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

以上のことにつき、下請業者に対しても十分指導すること。

第12条 環境マネジメント

1. 受注者は、千葉県環境マネジメントシステムに掲げる「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するためこと。
2. 工事施工にあたっては、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、排出ガス対策低騒音型、低振動型の建設機械を使用すること。これにより難しい場合には監督職員と協議すること。
3. 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

第13条 工事中の環境保全対策

1. 大気汚染

- （イ）工事車両による周辺地域住民への影響を極力少なくするよう、車両の運行ルート、台数に配慮すること。
- （ロ）土工事に伴って裸地となる部分は速やかに転圧を行うこと。
- （ハ）工事車両が頻繁に通行する部分には必要に応じて散水を行うこと。
- （ニ）粉塵や砂埃等が発生する場合は、速やかに散水を行い飛散を防止すること。

2. 水質汚濁

降雨時には、切土・盛土等の土工部に濁水が発生する可能性があるため、以下に示す対策を講じ、濁水の発生量の抑制、流出防止を図る。

- （イ）土工事に伴って裸地となる部分は速やかに転圧を行うこと。
- （ロ）土砂流出対策を講じ、維持管理を計画的に行うこと。
- （ハ）濁水は濁水処理施設を設置し、浮遊物質（SS）等を「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」に定める排水基準以下に処理して、河川等に放流すること。

3. 騒音・振動

- （イ）工事用車両の運行にあたっては、道路交通法規を遵守し、過積載や不必要な高速運転をしないよう運転者の管理を徹底する。
- （ロ）工事の実施時間は、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準を遵守すること。

(ハ) 民家・集落近傍での作業は、多くの建設機械が集中しないように、その配置に配慮すること。

第14条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和9年3月5日までとする。なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 〔※休日と天候による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数〕	0.78

第2章 建設副産物対策

第1条 共通事項

1. 「建設リサイクル推進計画2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2. 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票およびE票の写しを提示し監督員の確認を受けること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体または建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示し監督員の確認を受けること。

第2条 建設副産物

本工事により発生する

- (1) アスファルト殻(20.6t)は、長生郡長柄町針ヶ谷1643地先 太陽建設(株)ながら合材センター(片道運搬距離約10.4km)に運搬し、処理するものとする。
- (2) コンクリート殻(11.9t)は、長生郡長柄町針ヶ谷1643地先 太陽建設(株)ながら合材センター(片道運搬距離約10.4km)に運搬し、処理するものとする。
- (3) 路盤廃材(15.0t)は、長生郡長柄町針ヶ谷地先 太陽建設(株)ながら合材センター(片道運搬距離約10.3km)に運搬し、処理するものとする。
- (4) アスファルト舗装版切断排水(182.2kg)は、市原市八幡海岸通1969-65 太陽建設(株)市原エコセンター(片道運搬距離約24.7km)に運搬し、処理するものとする。

第3条 建設リサイクル

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

第4条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等にも基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第3章 材 料

第1条 材料等

受注者は、(1)～(6)の各性能について、建設技術審査証明（（公財）日本下水道新技術機構）等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

(1) 耐荷性能

「下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール（JASWAS A-11）Ⅰ種」又は、「下水道用レジンコンクリート製マンホール（JASWAS K-10）」と同等以上の耐荷性能を有すること。

(2) 耐久性能

1) 耐薬品性

「下水道用強化プラスチック複合管（JASWAS K-2）」と同等以上の耐薬品性能を有すること。

2) 水密性

0.05MPa 以上の内水圧に対し水密性を有すること。

(3) 耐震性能

レベル1、レベル2地震動による鉛直方向、水平方向断面力に対し、それぞれの地震動に応じた耐震性を有すること。

(4) 水理性能

更生後のマンホールは、下水の流下性能に影響を与える管口の断面縮小等がないこと。

(5) 環境適用性能

施工時に、一般的に要求される振動・騒音・大気汚染・臭気・粉塵等に対する安全性能を有すること。

(6) 維持管理性能

更生後のマンホールは、内空断面の縮小による昇降、管路の清掃・浚渫作業等に支障を与えないこと。

第2条 材料の確認

下記の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

材 料 名	資 料 提 出	検 査		摘 要
		品質	数量	
アスファルト材一式	○	○		
路盤材一式	○	○		
速硬型無収縮モルタル	○	○		
マンホール更生材一式	○	○		

第4章 施 工

第1条 工事概要

受注者は、工事の概要として、次の事項を設計図書により確認する。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ マンホール番号
- ④ 施工数量（マンホール基数）
- ⑤ 既設マンホール種別
- ⑥ 既設マンホール内径
- ⑦ 工法分類
- ⑧ 更生後の断面

第2条 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認する。

- ① 道路条件（管理者、幅員、バス路線、通学道路、商店街 等）
- ② 道路使用許可条件（施工時間規制等を含む）
- ③ 周辺環境（騒音・振動規制、その他環境規制、用途種別 等）
- ④ 気象・気温
- ⑤ 仮排水
- ⑥ 施工時間規制
- ⑦ 排水条件
- ⑧ 流下下水量・水位

第3条 着工前調査・前処理

- 1. 受注者は、下水道マンホールの更生に先立ち既設マンホール内部の状況及び劣化深さ等を調査しなければならない。調査の項目は、形状寸法、劣化深さ、取付管突出し処理、浸入水及び漏水処理、ひび割れなどの欠陥部処理、侵入根処理等とし、その結果をまとめ監督職員に提出する。
- 2. 受注者は、既設マンホールの着工前調査の結果、前処理工の必要がある場合は、監督職員と協議の上、マンホール更生工事に支障のないように適切に処理する。

第5章 施工計画

施工計画書に定めるべき事項

受注者は、共通仕様書 1—1—4 施工計画書に準じ、施工計画書を作成し監督職員に提出する。また、下水道マンホール更生工事の施工に当たって、次の事項を追記すること。

(1) 施工工法

- ① 工事概要
- ② 職務分担（有資格者等）及び緊急時の連絡体制）
- ③ 実施工程表
- ④ 施工方法（※）
- ⑤ 工法選定理由
- ⑥ 主要機械
- ⑦ 主要資材
- ⑧ 材料品質証明の内容
- ⑨ 材料数量
- ⑩ 材料設計（構造計算、耐震計算）
- ⑪ 前処理計画（※）
- ⑫ 品質管理（施工前・施工時・竣工時の品質管理）（※）
- ⑬ 出来形管理（※）
- ⑭ 写真管理（※）
- ⑮ 安全・衛生管理
- ⑯ 環境対策
- ⑰ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
- ⑱ 材料の運搬方法
- ⑲ その他、監督職員の指示事項等

※自立マンホール更生工法は、採用工法により施工方法などが異なっている。施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。また、現場条件によっては、通常の方法が採用できない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

第6章 施工管理

第1条 施工管理

1. 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、マンホール毎に次の事項について適宜、監督職員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

- ① 工程
- ② 安全・衛生
- ③ 施工環境

2. 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

第2条 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

(1) 下水道マンホール更生工法における安全管理

- ① 有資格者の適正配置
- ② 下水道管内作業に適した保護具の着用
- ③ 施工前の安全対策(情報収集、雨天時ルールの確認、緊急時の避難計画等含む)
- ④ 施工時の安全対策
- ⑤ 周辺環境への対策
- ⑥ 災害防止についての対策

(2) 酸素欠乏および有毒ガス等の安全処置

(3) 使用中の施工における排水対策

(4) 安全に関する研修、訓練

第7章 施工管理

第1条 材料

- ①施工前に納入する材料の品質証明書を監督職員に提出すること。
- ②使用材料については、施工計画書のとおり材料が使用されたことが確認できる工事写真及び使用数量報告書を作成すること。

第2条 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者または監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「しゅん工時の品質管理」に基づき十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督職員に報告する。

第3条 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確保するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督職員に提出する。また、必要に応じ物性試験を行い監督職員に提出する。

第4条 施工時の品質管理

受注者は、次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理する。受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理・記録し監督職員に提出する。

- ① かん合状態の確認
- ② 充てん材性状確認
- ③ 充てん材注入圧力
- ④ 充てん材注入量管理
- ⑤ 完全充てんの確認

第5条 しゅん工時の品質管理

受注者は、採用した工法について下表に示す項目について検査を行わなければならない。また、その結果を監督職員に提出する。

表-1 自立マンホール更生工法の検査項目

検査項目	判定基準	検査の方法
外観	更生材に剥がれや割れがないこと	目視による

更生材を現場で硬化させる工法においては、施工現場において更生マンホールの一部を抜き取った試験片または更生に用いたものと同じ材料で供試体を作成し、公的な試験機関又はISO/IEC17025認定試験所において工法の定める圧縮強度、引張強度、曲げ強さ等の試験を行わなければならない。

また、受注者は採用した工法について、その結果を監督職員に提出する。

第8章 出来形管理

第1条 寸法管理

受注者は、更生マンホールの出来形を把握するため、施工完了後にマンホール内径及び高さを図-1に示す測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。なお、測定箇所は、直交する径方向とする。

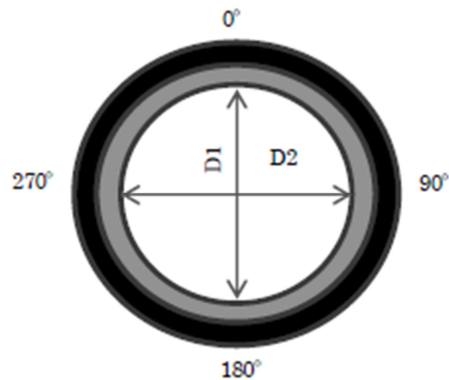


図-1 仕がり内径を測定する位置

第2条 内面仕上がり状況の管理

受注者は、更生工完了時において、マンホール内部を洗浄し、目視などにより外観検査等を行い、その結果を監督職員に提出する。自立マンホール更生工法の外観検査などの判定基準は、表-1による。

第3条 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等の記録を報告書に添付して監督職員に提出する。

第9章 その他

第1条 高度技術力・創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

第2条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第3条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第4条 工事打合簿

本工事施工中にあたり、設計図書に記載なき工法となる場合は、監督職員と協議の上工事打合簿を取り交わした後に作業を実施すること。